

第7回 定例農業委員会議事録

令和6年2月5日(月)午後3時30分より、JAにしみの中部支店3階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員(17名)

1	中津 正三	8	清水 峰幸	
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16 三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18 高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19 春日井 忠
6	吉田 和郎	13	田部 恵	
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫	

欠席委員(2名)

15	桐山 文子	17	辻元 政博	

その他の出席者(4名)

	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第594号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第595号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第7号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第7回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、9番 林委員、12番 下野委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第594号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議
題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第594号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

6件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、
農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しておりま
す。

- 1番、所有権移転によります、田、130㎡でございます。取得後は
野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用される
ものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,180㎡でご
ざいます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も
効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、951㎡でござい
ます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率
的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、452㎡でございます。取得後は
水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用される
ものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、田、1,449㎡でございます。取得
後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用さ
れるものと認められます。
- 6番、所有権移転によります、田、477㎡でございます。取得後は
果樹の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用される
ものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第595号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第595号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、賃貸借権によります、田、49㎡で、JR東海新幹線盛土工事用進入路及び資材置場でございます。農地の区分は、農業振興地域内における、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和6年3月1日から令和7年1月31日まででございます。許可項目は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの。」に該当します

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第7号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第7号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

2ページをお願いします。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、7㎡で、一般個人住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、13件申請されています。

2番、所有権移転によります、田、320㎡で、宅地分譲でございます。

3番、所有権移転によります、田、361㎡で、貸駐車場でございます。

4番、所有権移転によります、畑、82㎡で、一般個人住宅でございます。

5番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、877㎡で、宅地分譲でございます。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、998.2㎡で宅地分譲でございます。

3ページをお願いします。

7番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、365㎡で、貸駐車場でございます。

- 8番、所有権移転によります、田、279㎡で、一般個人住宅でございます。
- 9番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、991㎡で、宅地分譲でございます。
- 10番、所有権移転によります、田、509㎡で、飲食業店舗でございます。
- 11番につきましては、1月30日付けで取消願が提出され、同日付けで受理を取り消す旨の通知をいたしましたので報告します。
- 12番、所有権移転によります、田、1407㎡で、宅地分譲でございます。
- 13番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、804㎡で、不動産社屋及び駐車場でございます。

4ページをお願いします。

- 14番、所有権移転によります、畑、166㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

買受適格証明願については、2件申請されています。

農地の公売に参加するためには、買受適格証明書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくこととなります。

- 15番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、338㎡で、宅地分譲でございます。
- 16番、所有権移転によります、田、628㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

17番、田、1,070㎡でございます。

18番、田、5筆合わせて、4,371㎡でございます。

5ページをお願いします。

19番、田、畑、14筆合わせて、12,536㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、14件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

20番、田、5筆合わせて、4,033㎡でございます。

21番、田、6筆合わせて、5,026㎡でございます。

22番、田、3筆合わせて、1,671㎡でございます。

6ページをお願いします。

23番、田、2筆合わせて、2,409㎡でございます。

24番、田、2筆合わせて、2,409㎡でございます。

25番、田、9筆合わせて、4,405.91㎡でございます。

26番、田、609㎡でございます。

27番、田、9筆合わせて、5,217㎡でございます。

28番、畑、2筆合わせて、380㎡でございます。

7ページをお願いします。

29番、田、宅地（現況：田）、7筆合わせて、1,529.76㎡で
ございます。

30番、田、2筆合わせて、1,873㎡でございます。

31番、田、畑、8筆合わせて、4,095㎡でございます。

32番、田、5筆合わせて、5,827㎡でございます。

8ページをお願いします。

33番、田、畑、18筆合わせて、17,135㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきました
ので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後16時00分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年3月1日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

林新太郎

議事録署名者

下野 一郎